

**富士山かぐや姫ミュージアム 工芸室（陶芸室・染色室）及び実習室施設使用方法
（減免対象団体）**

【申請の流れ】

利用にあたっては、使用の目的が条例第1条に規定する趣旨（教育、学術及び文化の発展に寄与するため）に合致する活動であることが前提となります。

- ①「富士市立博物館工芸室等利用登録申請書」を提出し、審査を受け、「登録証」をもって承認を受けます。
- ②毎月、7か月後の1か月分について、申込受付開始前に「工芸室等利用予定」を作成します。「工芸室等利用予定」は、別表に定める使用について調整し作成します。
- ③別表に定める使用者は、施設を無料で使用できます。「富士市立博物館使用許可申請書」とともに「富士市立博物館使用料金減免申請書」を提出していただきます。

（別表）

区分	対象	減免額
条例第1条に該当	ア (1) 市、関係行政機関又は教育機関が使用するとき。 国・県・市の関係各課及び教育委員会（小中学校）や幼稚園・保育園・高校・大学の授業や部活動等	全額
	イ (2) 博物館の施設の使用の許可を受けた者が市、関係行政機関又は教育機関との共催により使用するとき。	全額
	ウ (3) 市が育成、奨励等をする者が使用するとき。 社会教育関係団体（ボーイ（ガール）スカウト、子ども会、PTA等）及び文化関係団体（文化連盟等）、子育て支援関係団体（児童クラブ等）、社会福祉団体（悠容クラブ等）、その他（シルバー人材センター等）	全額
	エ (4) 生涯学習活動を目的とする使用者のうち地域貢献及び会員を広く募集している者が使用する場合 【地域貢献性】登録年度に地域貢献活動に参加・協力する団体（地区文化祭や博物館主催事業への参加・協力、富士市展への出品、自主グループ講座の企画・運営等） 【公開性】広く活動内容を公開し、新規の会員を募集している団体（団体登録時に入会可としている、グループメンバーの募集チラシ等を掲示している等）	全額
	第2号 その他市長が特に必要と認める場合	市長が定める額

【別表のうち第1号エに該当する使用者の判別基準（全使用者に共通する使用条件は貸出施設の利用案内参照）】

- ・登録年度に地域貢献活動に参加・協力する団体又は広く活動内容を公開し新規の会員を募集している団体。
 - ・「博物館工芸室等利用登録申請書」を提出し利用団体として登録され、減免対象団体として承認された団体。
- ※毎年施設を使用する場合、登録申請書を毎年2月の第3水曜日までに提出、2月末日までに承認を受けること。

1. 使用月の7か月前の1日から第3水曜日（その日が休館の場合は翌日）までに、「富士市立博物館使用許可申請書」に1か月分（令和7年4月は11月までの7か月分）の使用希望等の必要事項を記入し、博物館事務室に提出してください。使用希望の上限は月8回（午前・午後・夜間のいずれかで1回）といたします。併せて、「富士市立博物館使用料金減免申請書」の御提出もお願いします。なお、一般の申請受付開始後も施設が空いている場合、上限回数範囲内で使用を申請することができます。利用希望が重なった場合は受付順とします。
2. 電話やFAX、Eメールでの予約は行いません。
3. 「使用許可申請書」を審査し適当と認めた場合、「富士市立博物館使用許可書」を交付します。
4. 使用許可を受けた後、使用を取り消す場合は、使用日の5日前（休館日を除く。）までに富士市立博物館使用許可取消し・変更願を提出してください。連絡がなく使用しなかった場合は次回以降の使用を制限させていただく場合があります。
5. 申請が確定した後に、学校等の授業での利用希望があった場合、調整をお願いすることがあります。